

重要＜競技会参加の可否対応の基本、参加費の扱い＞

競技会参加の可否判断について

【競技会開始前】

参加団体・競技者が参加を見合わせる判断の状況

- ① 競技会参加予定競技者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合(PCR検査等で陽性)、
感染者及びその他部員も競技会の参加を見合わせ、団体の参加許可が出来ません。
- ② 競技会参加予定競技者が新型コロナウイルス感染症濃厚接触者となった場合、
PCR検査の結果が陰性となるまで、濃厚接触者及びその他部員も競技会の参加許可が出来ません。
- ③ 参加団体の競技会参加競技者以外が新型コロナウイルス感染症に感染・濃厚接触者となった場合、
参加団体・競技者は参加について検討し出場の判断をすること。(基本、団体の方針判断に従う)
- ④ 競技会参加予定競技者が競技会開始直前までに体調が優れない(観察・本人申し出)場合。
- ⑤ 競技会主催者から参加の見合せを求められた場合。

【競技会開催中】

競技会主催者が、参加の見合せを参加者へ求める状況

- ① 受付で参加競技者・監督・顧問・コーチ・アドバイザー・引率者等が
体温測定で37℃以上の場合、体調不良を訴えた、体調不良が確認できた場合。
- ② 競技会開催中に参加者が体調不良を訴えた、体調不良が確認できた場合。
- ③ 遵守すべき事項(主催者感染防止対策活動他)に協力できない場合。

参加費の扱いについて

上記の件で、競技会開始前に参加ができなくなった時の、振込納入された参加費は、次のように対応します。

団体(個人参加の一般を含む)が参加できなくなったときは、振込納入された参加費全額を返金します。

団体内の個人が参加できなくなったときは、欠場扱い同様とし参加費の返金はできません。(上記外理由)